

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 5 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600830号

厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700007号

第1 結論

昭和47年*月から昭和48年4月までの請求期間、昭和48年5月から昭和54年3月までの請求期間、並びに昭和54年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年*月から昭和48年4月まで
② 昭和48年5月から昭和54年3月まで
③ 昭和54年4月及び同年5月

請求期間①、②及び③について、私が短期大学生だったときに、私の両親が国民年金の加入手続きを行ってくれ、母からは、私の年金を20歳から払っていると何度も聞かされていた。私が私立学校共済組合に加入している期間についても、勤務していた幼稚園の園長が、3年から4年後に、遡って共済組合に加入させてくれたもので、母が共済組合期間と重複して私の国民年金保険料を納付しており、私が結婚するまで納付してくれていた。国民年金保険料は、隣組の人が自宅に集金に来たときに、母が、私と母の二人分の保険料を一緒に納付していた。

請求期間①、②及び③は、母から国民年金保険料を納付していると聞いており、私の記録が違っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者は、請求者の両親が国民年金の加入手続きを行ってくれ、母からは、請求者の年金を20歳から払っていると何度も聞かされており、私立学校共済組合に加入していた期間についても、母が共済組合期間と重複して請求者の国民年金保険料を納付しており、結婚するまで納付してくれていたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続きを行ったとする両親のうち、父は既に亡くなっており、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれたとする母は高齢の為、事情を聴取することができず、請求者自身は、請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、請求者は、請求者が短期大学生だったときに両親が国民年金の加入手続きを行ってくれ

たと主張しているが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに、当時住民票があったA市において、請求者が20歳となった昭和47年*月から私立学校共済組合に加入して1年後の昭和49年5月までの期間に、同市で払い出された国民年金手帳記号番号の全件確認調査を行ったものの、請求者の両親が加入手続を行ったとする国民年金手帳記号番号が、請求者に払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続は、行われていなかったものと認められる。

さらに、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号*は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、B市において昭和54年6月頃に払い出されたもので、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、夫が厚生年金保険被保険者であったため、婚姻日である昭和54年6月*日を資格取得日として、国民年金に任意加入したものであり、所持する年金手帳にも「初めて被保険者となった日：昭和54年6月*日」の記載が確認できることから、婚姻日前の請求期間①、②及び③は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じておらず、制度上、保険料を納付できない期間となっている。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①、②及び③について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600922 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 1700006 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から平成 3 年 3 月までの請求期間及び平成 3 年 5 月から平成 4 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 3 年 5 月から平成 4 年 1 月まで

私は結婚を契機に、昭和 55 年 5 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、夫の分と一緒に、最初は市役所の窓口で、途中から銀行の口座振替で毎月納付してきたが、請求期間①及び②の保険料が未納となっている。納期が遅れたり、未納だったことは一度もないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、結婚を契機に、昭和 55 年 5 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、夫の分と一緒に、最初は市役所の窓口で、途中から銀行の口座振替で毎月納付し、納期が遅れたり、未納だったことは一度もなく、請求期間①及び②が未納であることはおかしい旨陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び請求者の国民年金被保険者の資格取得処理日から平成 3 年 11 月頃に払い出されたものと推認され、このときに初めて、請求者の国民年金の加入手続が行われ、直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 55 年 4 月 20 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、当該払出時点では、請求期間①のうち、昭和 55 年 4 月から平成元年 9 月までの期間は、時効により既に国民年金保険料を納付できない期間である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、請求期間①のうち、平成元年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付の取扱いとなるところ、請求者は、請求者が夫婦二人分の保険料を一緒に遅れずに納付したと主張しており、夫の平成元年 10 月から平成 3 年 3 月までの各月の保険料は、それぞれ各月内に現年度納付されているが、請求者の当該期間の保険料については、前述のとおり過年度納付のみの取扱いであったことから、

それぞれ納付方法の異なる夫婦の保険料を毎月一緒に納付できたとは考え難い。

請求期間②について、オンライン記録によると、平成6年1月5日付けで請求者に対して過年度納付書が作成されており、当該過年度納付書は、その作成時点で時効となっていない請求期間②のうち平成3年12月及び平成4年1月までの過年度納付書と考えられることから、当該納付書作成時点まで、請求期間②の国民年金保険料は納付されていなかったと考えられる上、当該納付書作成時点では、平成3年5月から同年11月までの期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、請求期間②のうち、平成3年12月及び平成4年1月については上記の過年度納付書で過年度納付をすることになるが、市役所の窓口及び口座振替により過年度分の保険料を納付することはできない。

なお、オンライン記録によると、平成4年2月分以降の請求者夫婦の保険料納付日は夫婦同一日であることが確認できるものの、平成3年4月分については、請求者の夫が平成3年5月7日、請求者が平成4年1月7日と夫婦で納付日が異なることが確認できる。

そのほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間①及び②について、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。